

プレスリリース

令和3年3月29日(月)

各報道機関 御中

一般社団法人
大学アライアンスやまなし

全国初となる大学等連携推進法人の認定について

大学アライアンスやまなし(以下、本法人)は、令和元年5月に山梨大学、山梨県立大学及び山梨県の3者間で締結した連携協力協定^①に基づき、同年12月に、山梨大学と山梨県立大学(以下、両大学)が設立時社員となり設立された一般社団法人です。

本法人は、教育分野をはじめとする各種連携事業の円滑な実施に向けた取組を展開するとともに、両大学の更なる連携強化を推進するため、“大学等連携推進法人^②”の申請に向けた準備を進めてきました。この度、文部科学大臣より、全国初となる認定を受ける運びとなったことから、下記のとおり、記者発表を行いますので、取材方よろしくご依頼致します。

記

○ 日時：令和3年3月30日(火) 15時00分～

○ 場所：

- ・ 看板上掲式 山梨大学 本部棟2階正面玄関
- ・ 記者発表 山梨大学 大村智記念学術館 大村記念ホール
(〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37)

○ 出席者：

一般社団法人 大学アライアンスやまなし

代表 島田 眞路 (国立大学法人 山梨大学 学長)

副代表 清水 一彦 (公立大学法人 山梨県立大学 理事長・学長)

理事 早川 正幸 (公立大学法人 山梨県立大学 次期理事長・学長)

○ 次第：

- (1) 開会
- (2) 代表挨拶
- (3) 大学等連携推進法人 看板上掲式 (本部棟2階正面玄関)
- (4) 記者発表 (大村智記念学術館 大村記念ホール)
- (5) 閉会

○ 備 考

① 「山梨県、山梨大学及び山梨県立大学の連携協力に関する協定」は、教育・研究・人材育成及び組織運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築し、その実施を図ることで、地域を支える人材やイノベーションの進展に寄与するとともに、地域の発展に資することを目的としたものです。

② “大学等連携推進法人”とは、各大学の強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、高等教育機関をはじめとする関係機関と連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが多様化する学修者のニーズや社会の要請にこたえていくうえで、非常に効果的であることから、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するため、一定の基準に適合した一般社団法人に対して、文部科学大臣が認定するものです。

認定により、大学等連携推進法人に参加する大学間での連携開設科目の開設や、共同教育課程を設ける場合の各大学の最低修得単位数の引き下げなどの教学上の特例が認められます。

以上

≪本件に関する問い合わせ先≫

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 事務局
事務局 長 山田 徹
事務局次長 加勢 正晴
専 門 職 員 岩村 徹
TEL:055-220-8197
E-mail:alliance@yamanashi.ac.jp
HP:https://university-alliance-yamanashi.jp/

背景

地方大学(特に国立大学)の使命・役割が拡大

- 産業・医療・教育・子育て支援など、**地方大学への期待や役割が拡大**(地域課題に対応できる人材育成が急務)
- 資源を有効活用し、スケールメリットを活かした大学運営の展開が必要

山梨県が抱える課題(進学・就職を契機とした深刻な人口減少)

- 推計人口が**37年ぶりに80万人台に減少**(2020年3月1日)
- 将来18歳人口(2031年)の大幅減少、**2019年比22.4%減**。



地理的要件・開設学問分野等を考慮し、**地域大学間連携が最善と判断**

- 大学間連携により、**単独では成しえない事業展開**が可能!
- グローバル化・Society 5.0・AIなどの**社会変化への対応**が可能!
- 双方の強みを活かし、**文理の枠を越えた教育**を実施!

Win-Winな
関係を構築

山梨県の協力を受け
事業を展開!

現状の**大学経営に対する危機感**を両大学で共有
県内の大学等との連携を視野に、まずは2大学で連携の中核を担う“運営法人”を設立

一般社団法人 大学アライアンスやまなし
(General Incorporated Association University Alliance Yamanashi)

全国初の認定



令和元年12月18日設立

協力



山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI
地域の中核 世界の人材

[教育学部・医学部・工学部・生命環境学部]
[教育学研究科・医工農学総合教育部]




公立大学法人
山梨県立大学
Yamanashi Prefectural University

[人間福祉学部・看護学部・国際政策学部]
[看護学研究科]

認定

大学等連携推進法人認定
(令和3年3月29日)

大学等連携推進法人

重要! 連携大学の科目を
卒業単位にすることが可能!

- 授業科目の選択肢増加!
- 修学環境の充実!
- 多様な学生交流! ...etc

実績

地域・大学等との
多様な連携実績

山梨県と両大学の3者間で連携協力協定締結
(一社)大学アライアンスやまなしの設立・活動

強化

連携による多様な
教育機会の拡大

“**大学等連携推進法人の特例措置**”を活用

- “**連携開設科目**”による教養教育の充実! ...etc.
- 教育分野における**連携事業の対象を拡大!**

発展

県内の大学間連携の
中核を形成

関係機関と連携した
“**地域連携プラットフォーム**”の構築

特例を活用した
共同教育課程も検討!



3者による連携協定を締結
(令和元年5月23日)

山梨県、山梨大学及び山梨県立
大学の連携協力に関する
協定締結式



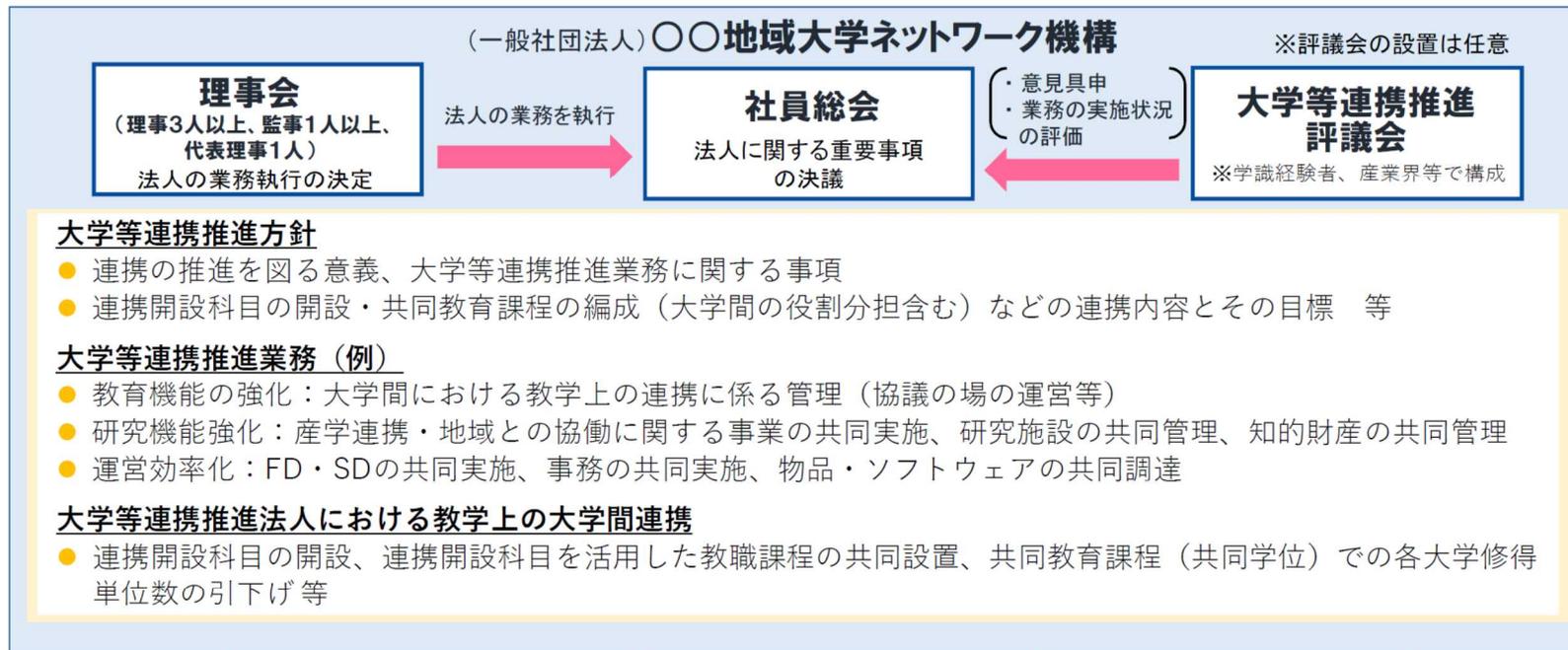
【協定締結式(出席者)】

中:長崎幸太郎 山梨県知事
右:島田 眞路 山梨大学学長
左:清水 一彦 山梨県立大学
理事長・学長

大学等連携推進法人について

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。



大学等連携推進方針

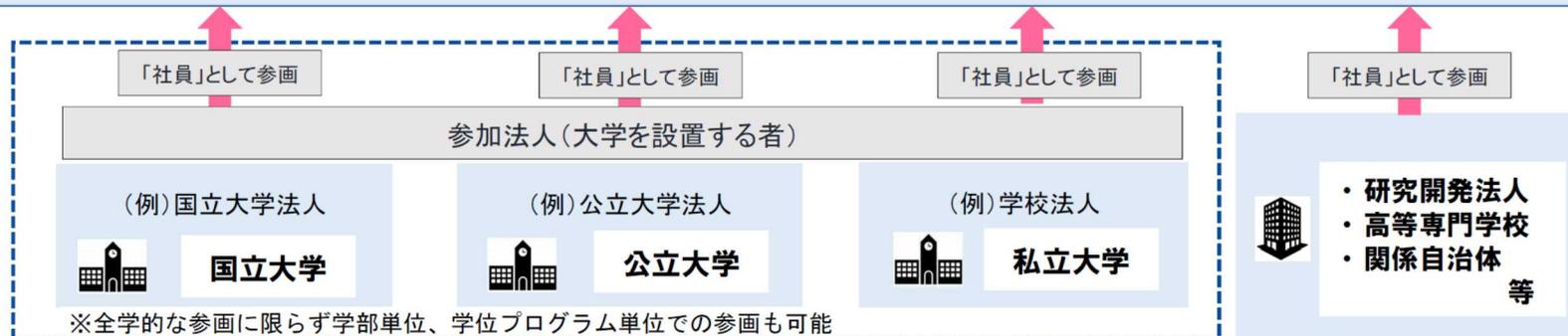
- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

大学等連携推進業務（例）

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等



大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

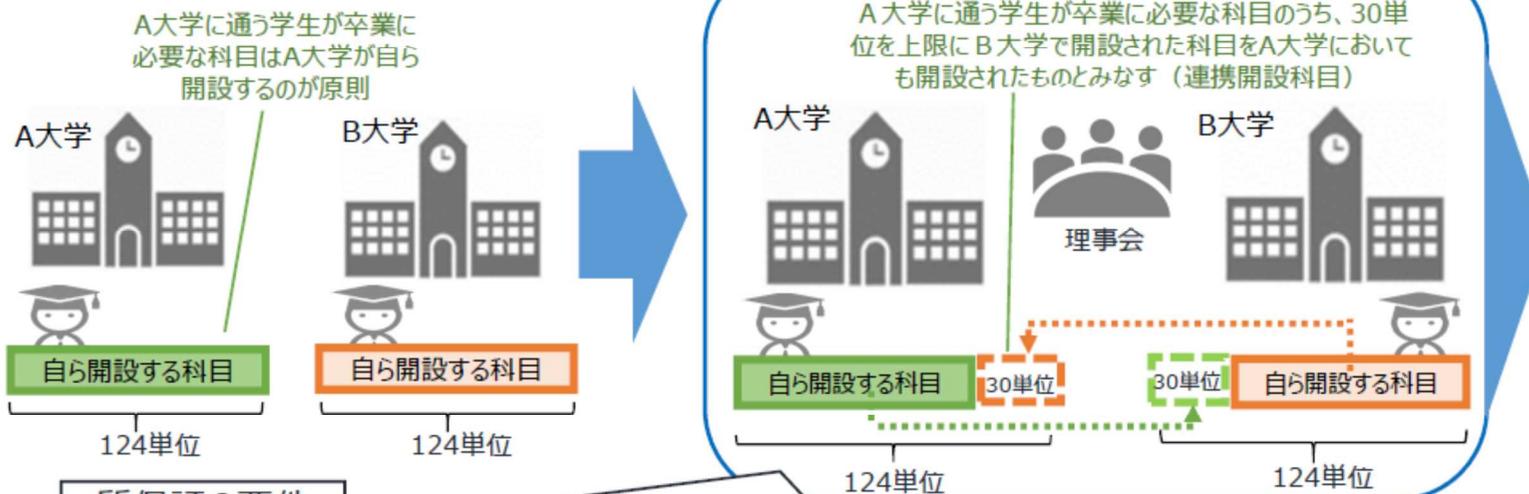
- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。



社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

<連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



<得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
 - ・弱点分野の相互補完
 - ・地域が求める人材等を連携して育成
 - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

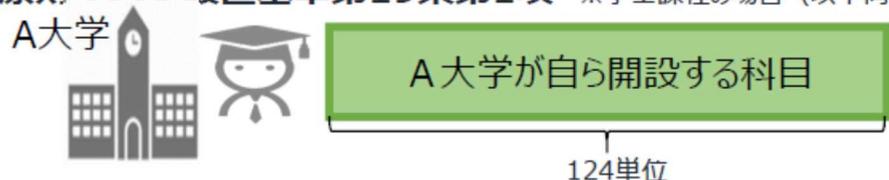
質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

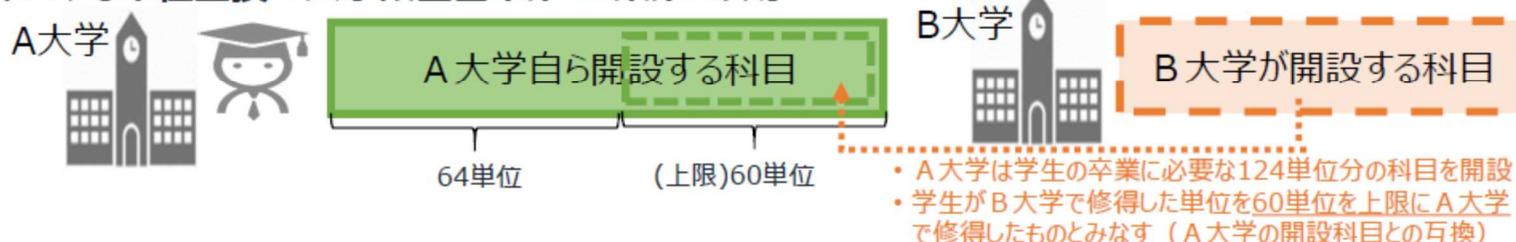
大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



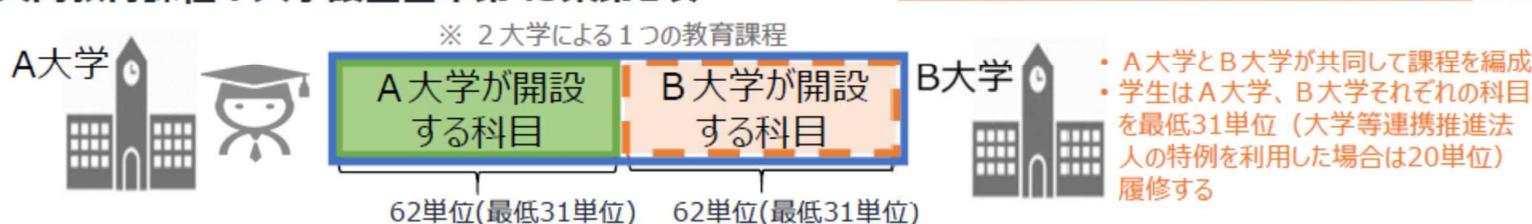
②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要 3